



平成 22 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 菱 食
代 表 者 名 代表取締役社長 中 野 勘 治
(コード番号 7451 東証第一部)
問い合わせ先 執行役員管理本部副本部長 國 分 正 道
(TEL 03-3767-5016)

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 22 年 2 月 12 日開催の取締役会において、平成 22 年 3 月 30 日開催予定の第 86 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしておりますが、当社の親会社である三菱商事株式会社の事業年度の末日が毎年 3 月 31 日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更いたします。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第 13 条（基準日）、第 14 条（招集）、第 41 条（事業年度）、第 42 条（剰余金の配当）、第 43 条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 87 期事業年度は平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、会計監査人の任期につき 15 ヶ月決算に対応する附則等を設けることといたします。

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 12 月 31 日

変更後 : 毎年 3 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 87 期は平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 15 ヶ月決算となる予定です。

3. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行	変更案
(基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。 ② 前項の規定のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。 ② (現行第 13 条第 2 項のとおり)

現行	変更案
<p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u>月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12</u>月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>(現行第 39 条のとおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3</u>月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u>月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u>月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 13 条(基準日)及び第 42 条 (剰余金の配当) の規定の変更は、平成 22 年 4 月 1 日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 14 条 (招集) の規定の変更は、平成 22 年 7 月 1 日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第 3 条 <u>第 39 条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、平成 23 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、平成 23 年の定時株主総会終結時にこれを削除する。</u></p>

現行	変更案
	<p><u>第4条</u> <u>第41条（事業年度）の規定にかかわらず、第87期事業年度は、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月とする。</u> <u>なお、本附則は、第87期事業年度終了後、これを削除する。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第43条（中間配当）の規定の変更は、平成22年10月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

4. 日程

第86回定時株主総会開催日：平成22年3月30日

定款変更の効力発生日：同上

5. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第87期（平成22年1月1日から平成23年3月31日）の連結及び個別の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

なお、今期第87期の中間配当基準日に関しては、平成22年6月30日とさせていただきます。

以 上